

# 緊急銃猟についてのお知らせ

令和7年9月1日より施行され、人の日常生活圏にクマ、イノシシが出没した際、安全確保等の一定の条件下で、市町村の判断により市町村が委託等した者による銃猟を可能とする「緊急銃猟制度」が新たに設けられました。

これに合わせ、田子町では、「緊急銃猟」の実施に対する環境を整えるため、町と関係機関が連携して対応するための実施手順や連絡体制、各従事者の役割をまとめた「田子町緊急銃猟対応マニュアル」を策定しました。

マニュアルは、田子町ホームページでご覧いただけます。

## ○対象となる鳥獣 「ツキノワグマ」、「イノシシ」

## ○実施できる条件

次に掲げる4つの条件が全て整った場合にのみ、町長が緊急銃猟の許可をすることができます。

※1つでも該当しない場合には緊急銃猟を実施することはできません。

### ①人の日常生活圏に侵入していること。

(人の日常生活圏とは、普段生活するうえで行動する場所であり、住居や生活用道路、商業施設、農地などを指し、山の中などは含まれません。)

### ②人への危害を防止する措置が緊急に必要なこと。

(人の日常生活圏に侵入した時点で基本的には該当すると考えられます。)

### ③銃以外での対応が困難であること。

(人の日常生活圏に侵入した時点で基本的には該当すると考えられます。  
なお、銃猟以外の方法には、花火等での追払いや箱罠による捕獲があり、現場状況により判断することになります。)

### ④地域住民等に弾丸が到達する恐れがないこと。

(緊急銃猟の実施に伴う危害とは、人への弾丸の到達や、引火物等への弾丸の到達による火災、被弾したクマやイノシシが興奮して暴れることによる被害などを指します。)

## ○お願い

緊急銃猟を実施する場合、重大な事故を防止するため現場付近での交通規制や立入制限、屋内退避の呼びかけを行う場合があります。その際には緊急告知放送や公式LINEでお知らせします。町民の皆様の生命を守る措置ですので、ご理解とご協力をお願いいたします。

【緊急銃猟に関する情報(環境省ホームページ)】

<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort15/effort15.html>

問合せ先：田子町役場 産業振興課 20-7115